

記入例

他県から広島県内への巣箱の移動

都道府県の区域を越えた移動の場合（養蜂振興法に基づく申請）

(1面)

転飼を行おうとする前年度の9月30日までに提出してください。

蜜蜂転飼許可申請書

令和〇年 〇月 〇日

広島県知事様

郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住 所 広島市中区基町〇〇-〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
(※日中連絡が取れる番号)
氏名又は名称及び代表者氏名 養蜂 太郎

日中連絡が取れる電話番号を記載してください。

個人情報の取扱いについて、2面の内容を確認してください。

次のとおり申請しますので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。
なお、個人情報の取扱いに当たっては2面の内容について、同意します。

転飼しようとする場所	左の土地管理者住所氏名	蜂群数	転飼期間	飼養管理者住所氏名
広島市中区基町 △△-△△	広島市中区基町 △△-□ 蜜蜂 花子	50	〇年4月1日から 〇年3月31日まで	広島市中区基町 〇〇-〇〇 養蜂 太郎
広島市中区基町 □□-□□	広島市中区基町 □□-〇 蜜源 次郎	20	〇年5月15日から 〇年10月31日まで	広島市中区基町 〇〇-〇〇 養蜂 太郎

転飼場所は番地まで記入してください。

年から記入をお願いします。
転飼期間は1年を超えないようにしてください。

土地使用者承諾書と整合性を取るように入力をお願いします。

注 転飼を行う場所は、字、番地まで記入すること。

県内への転飼の予定をすべて記載してください。

(2面)

蜜蜂転飼許可申請書を提出する前に
ご一読ください。

【個人情報の取扱いについて】

① 個人情報の利用目的

広島県は、養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育届で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に管理し、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）業務に必要な範囲内においてのみ利用します。

② 個人情報の提供

広島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・広島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（国、市町村、他の都道府県、蜜蜂飼育者）及び関係機関等の協力が必要な場合